



マネー教室

今回のテーマ 相続税とその対策

蓄積した資産をすべて子供に残したいという人が多いものの、不動産の価値が長年のうちに上昇したため、それが相続税の対象になるケースが増えています。今回は相続税とその対策について検討してみましょう。

英国人と結婚していますが、夫が死亡すると相続税がかかるようで心配です。

Domicile (定住者) 同士 (英国人同士など) や Non-Domicile (非定住者) 同士 (日本人同士など) の相続は金額に関係なく非課税ですが、Domicile (英国人) から Non-Domicile (日本人) が相続し、相続財産が65万ポンドを超える場合は、通常、相続税がかかります。しかし、Non-Domicile の配偶者は「Domicile」になることが可能です。こうすれば両者とも Domicile ですので、相続税は発生しません。Domicile になるかどうかは、ご主人が死亡した後で選択することもできます。ただし、Domicile になりますと、ご本人が死亡した場合は世界中に保有する資産が相続税対象となりますのでご注意ください。Non-Domicile は英国内の資産のみが対象です。

英国では、相続税はどのくらいかかるのですか。

基本的に、非課税枠 (Nil Rate Band = NRB) の32万5000ポンド (約4850万円) を超える相続財産 (Estate) に対して40% の相続税がかかります。Estate は、家またはその他の不動産、現金、預金、株式などの有価証券、車、宝石など、ほとんどの資産から借入金などの負債を差し引いた資産を指します。例えば、Estate が50万ポンドであれば、 $(500,000 - 325,000) \times 40\% = 70,000$ ポンドが相続税です。非課税枠は夫婦間で引き継ぐことができます。

不動産の価値が大幅に上がっていますが、持ち家を相続させる場合の特別な控除などはあるのでしょうか。

2017年4月6日から、この日以降に死亡した人に対し、居住用不動産に対する相続税非課税枠 (Residence Nil Rate Band = RNRB) が導入されました。上記NRBに加え、自宅を直系子孫 (子供、孫、義理の子供など) に残す場合は更に10万ポンドの非課税枠をEstate から差し引くことができます。RNRB は今後、下記の表のように上昇する予定です。ただ、Estate が200万ポンドを超えすと、超えた金額の半分がRNRB から引かれてしまいますのでご注意ください。本税年度のRNRB は10万ポンドですから、Estate が220万ポンド超になるとRNRB は消滅します。

居住用不動産に対する相続税非課税枠 (Residence Nil Rate Band)

| 税年度 | 非課税枠 |
|----------|------------|
| 2017/18年 | 10万ポンド |
| 2018/19年 | 12万5000ポンド |
| 2019/20年 | 15万ポンド |
| 2020/21年 | 17万5000ポンド |

自宅の価値が100万ポンドでほかに金融資産が20万ポンドあります。我々は日本人同士の夫婦です。夫婦が死亡した場合の相続税はいくらになるでしょうか。

ご主人が先に亡くなり奥様がすべて引き継ぎ、その後、奥様が2020/21税年度にお亡くなりになると仮定しますと、相続税は $(£1,200,000 - (£325,000 \times 2 + £175,000 \times 2)) \times 40\%$ で80,000ポンドとなると思われます。



誰が相続税を払うのですか。

受け取り人が払う日本と異なり、英国ではEstate (相続財産) から相続税が支払われます (具体的には遺言により指名された遺言執行人 (Executor) が手続きをします)。その後、Estate は受け取り人に分配されます。

生前譲渡制度はありますか。

英国には譲渡税はなく、譲渡した本人が譲渡後に7年間生存すれば、譲渡した財産は相続税の対象から外されます (Potential Exempt Transfer と呼ばれます)。譲渡後7年間以内に本人が死亡した場合は、3年後から20% ずつ相続税額が軽減されます。

Potential Exempt Transfer により軽減される相続税金額

| 譲渡してから死亡までの期間 | 相続税額の割合 |
|---------------|---------|
| 3年以内 | 100% |
| 3~4年 | 80% |
| 4~5年 | 60% |
| 5~6年 | 40% |
| 6~7年 | 20% |
| 7年超 | 0% |

今、住んでいる家を息子名義にして、私が7年間生存すれば、相続税はかからないということですね。

譲渡は無条件なおかつ完全な譲渡でなければなりません。譲渡後、その家に継続して住んでいる場合はいまだにその資産から恩恵を受けているので、制限つき譲渡 (Gift with Reservation) とみなされ、譲渡された家でも相続税対象になる可能性が大了。ただし、息子さんに適正な金額の家賃を払えば譲渡として扱われますので、この後7年間生存すれば相続税対象外となります。

よく利用されている相続税対策にはどのようなものがありますか。

夫婦で被保険者として終身の生命保険に入り、最後の1人が死亡する際に払われる保険金を、相続税支払いに当てる対策は広範に利用されていると思います。生命保険をトラスト (信託) に入れることで通常、保険金は相続税対象外となります。そのほか、事業資産控除 (Business Asset Relief) 対象の資産を保有することも検討の価値があります。これは、小ビジネスに投資資金を誘導することを目的としている控除で、未上場企業や新興企業を中心とする Alternative Investment Market に上場されている企業の株式を2年超保有すると、相続税対象外資産となります。相続税対策は個々の事情により様々で、とても複雑なため、専門家の助言をおおぐことを強くお勧めします。



※ 今回のマネー教室は12月21日に掲載致します。本コラムのバックナンバーにつきましては、英国ニュースダイジェストのウェブサイト (www.news-digest.co.uk) をご参照ください。当コラムは2017年10月時点の法制と税制に基づき一般的なガイダンスのために作成されており、皆様のご理解を深めるために内容を簡素化してある場合もあります。専門家のお助言なしに記載情報にのみ基づき行動することはお控えください。その場合、筆者は一切責任を負いません。

お金に関する質問受付中!

このコラムで取り上げて欲しいトピックやご質問などを随時受け付けています。ご要望などがありましたら、以下のメールアドレスまでどしどしお寄せください。

editorial@news-digest.co.uk

※ 件名に「マネー教室」とご記載ください。

和枝 ドゥルーリー APFS

日本人ファイナンシャルアドバイザー (CFP)。十数年間の米英系投資銀行勤務を経て、FAとして独立。日英両方の資格を有する。大手独立系FA会社に所属。

e-mail: info@kazuedrury-ifa.co.uk

URL: www.kazuedrury-ifa.co.uk

Lighthouse Financial Initiative Ltd is an appointed representative of Lighthouse Advisory Services Ltd.